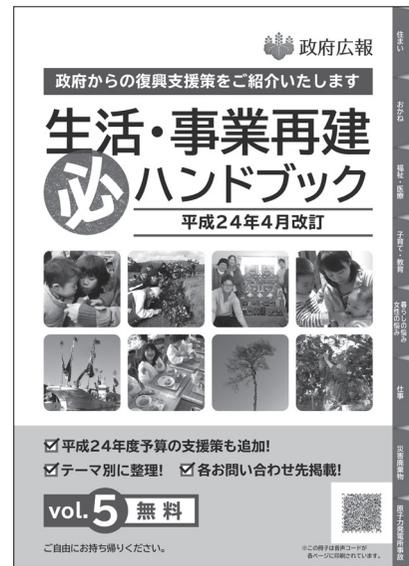


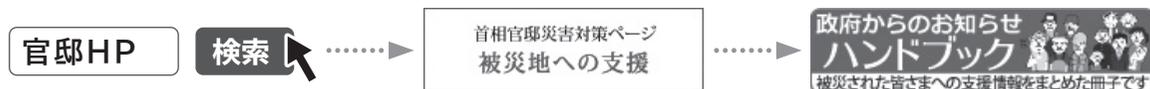
皆さまのお役に立つハンドブックなどを発行しています！

政府では、この「税制支援ハンドブック」のほか、
下のようなハンドブックも発行しております。ぜひご活用ください。



被災地の皆さまの
生活・事業の再建に向けた
支援策をまとめた
「生活・事業再建
ハンドブック」
(平成24年4月12日発行)

ハンドブックは、岩手県、宮城県、福島県の
仮設住宅や自治体、スーパー、コンビニエンスストアなどにお配りしています。
また、首相官邸ホームページでもご覧いただけます。



政府からの税に関する復興支援策をご紹介します

税制支援 ハンドブック

平成24年5月改訂



✓平成24年度の税制改正による
支援策も追加！

✓国税も、地方税も、網羅！

ご自由にお持ち帰りください。

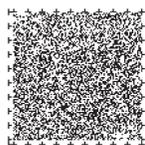
※この冊子は音声コードが
各ページに印刷されています。

このハンドブックは、
東日本大震災の被害にあわれた方への
税制の支援措置についてお知らせするため
昨年度から発行している「税制支援ハンドブック」に、
平成24年度税制改正の内容を
新たに盛り込んだものです。

皆さまのお手元に置いて、ぜひお役立てください。

それぞれの形で、それぞれの次の一歩へ。

政府としても、
皆さまと共に復興に向けて歩み続けられるよう、
引き続き全力で取組んで参ります。



平成24年度税制改正により、
新たに実施される支援策

もくじ

4 **申告などの延長・猶予があります**
国税、地方税の申告期限の延長など

12 **税の減額・免除・還付があります**
法人税、相続税、贈与税、印紙税、登録免許税の特例

地震や津波による被害にあわれた方

20 **住宅・家財などが被害を受けた方**
固定資産税、不動産取得税、所得税などの特例

30 **事業用資産などが被害を受けた方**
所得税、法人税、固定資産税、不動産所得税などの特例

38 **自動車が被害を受けた方**
自動車重量税、自動車取得税、自動車税などの特例

東電福島原子力発電所事故にあわれた方

42 **土地・家屋などが避難指示区域内などにある方**
固定資産税、不動産取得税などの特例

48 **自動車が持ち出し困難な区域内にある方**
自動車重量税、自動車取得税、自動車税などの特例

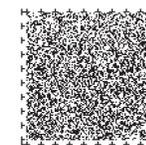
52 **避難解除区域の復興と再生を支援します**
所得税、法人税の特例

復興に向けた取組

56 **復興特区制度を活用した取組を支援します**
所得税、法人税などの特例

64 **復興に向けた取組を支援します**
所得税、法人税、固定資産税、不動産所得税などの特例

70 **お問い合わせ先について**



申告などの延長・猶予があります

国税

国税の申告・納付などの期限を延長しました

現在、福島県の以下の地域に納税地を有する方については、すべての国税について、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限が延長されています。

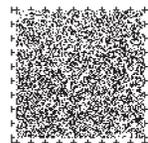
	地域
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

<<参考>>申告・納付などの延長期限の期日を指定した地域

- 青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県の上記以外の地域に納税地を有する方については、すべての国税について、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限を延長しましたが、被災後の状況を踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しました。

■平成23年7月29日を延長期限の期日として指定した地域

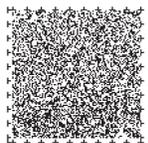
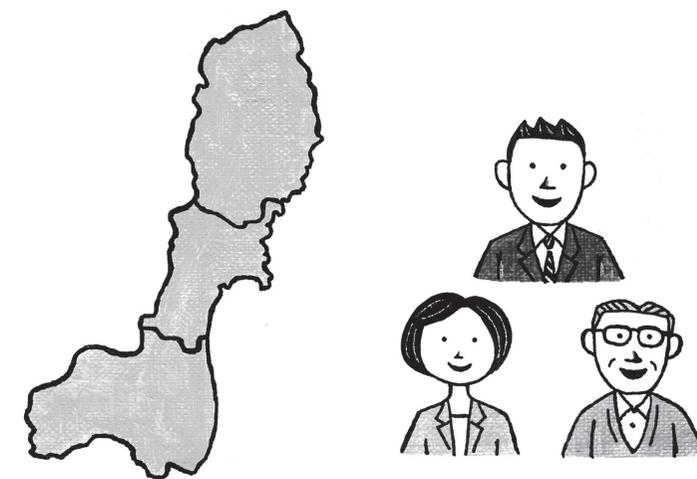
- 青森県及び茨城県に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から7月28日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成23年7月29日(金)としました。



■平成23年9月30日を延長期限の期日として指定した地域

	地域
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、楡枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から9月29日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成23年9月30日(金)としました。



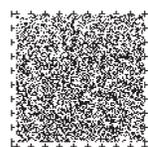
申告などの延長・猶予があります

申告などの延長・猶予があります

■平成23年12月15日を延長期限の期日として指定した地域

地 域	
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、南三陸町

- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から12月14日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成23年12月15日(木)としました。



■平成24年4月2日を延長期限の期日として指定した地域

地 域	
宮城県	石巻市、東松島市、女川町

- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から平成24年4月1日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成24年4月2日(月)としました。

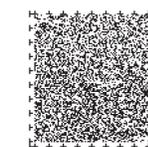
※上記期限までに、東日本大震災による災害などにより申告・納付などができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

※申告義務がない方であっても、震災特例法により、東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた個人の納税者の方は、確定申告を行うことにより所得税の還付を受けることができる場合や、自動車重量税の還付を受けることができます。この場合上記の期限以降にも手続きをすることができます。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県以外の地域に納税地を有する方も、大震災による災害などで、申告・納付などが困難な方は、申請を行えば、個別に申告・納付などの期限の延長が認められます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税の納付が一時的に猶予されます

①損失を受けた日に納期限が到来していない国税

大震災によって財産に相当な損失を受けた方は、損失を受けた日から1年以内に納期限が到来する国税について、納期限から1年以内の期間で、納税の猶予が受けられます。

- 災害がやんだ日※から2か月以内に申請することが必要です。

※納付などをするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日

②既に納期限の到来している国税

大震災によって資金不足となり、国税を一時に納付することができない方は、納付が困難と認められる金額について、納税の猶予が受けられます。

- 猶予期間は、原則として1年以内の期間ですが、なお納付が困難な場合は、さらに1年間、猶予期間の延長を受けられます。

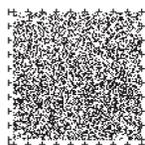
→①、②を併用した場合、最長3年間の猶予を受けることができます。

いずれの場合も、税務署への申請が必要です。「納税の猶予申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、税務署に提出してください。

※申告・納付の期限延長(p4～)の対象になった方は、上の条件に当てはまる場合、延長後の期限からさらに納付が猶予されます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



消費税課税事業者選択(不適用)届出書などの提出時期の特例があります

申告などの期限が延長されている被災された事業者の方には、消費税の課税事業者を選択する(または、やめる)場合に提出が必要な「消費税課税事業者選択(不適用)届出書」の提出時期の特例があります。

- 福島県のうち、P4の表の地域の方は、提出期限が引き続き延長されています。
- 個別に申告などの期限の延長を受けた方は、その延長後の期日までに提出してください。
- 「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書」についても、同様の特例があります。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



地方税の申告などの期限が延長されます

大震災により、期限までに地方税の申告・納付などができない方は、その期限が延長されます。

〈お住まいの都道府県・市町村が一律に期限を延長している場合〉

- 平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申告・納付などの期限が延長されています。具体的にどの都道府県・市町村でいつまで延長されているかについては、被災時にお住まいだった都道府県・市町村にお問い合わせください。

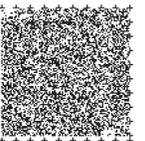
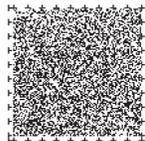
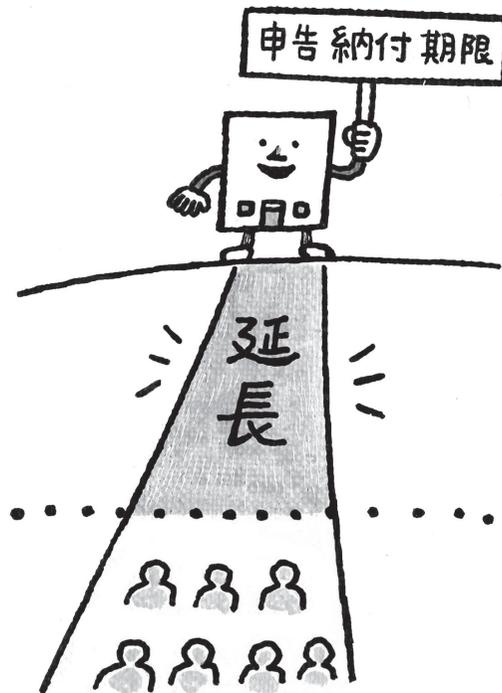
〈それ以外の場合〉

- 都道府県・市町村に申請することにより、申告・納付などの期限の延長が認められる場合があります。都道府県・市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

お住まいの都道府県・市町村

➔ P78～87参照



税の減額・免除・還付があります

国税

法人税が還付されます

平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、大震災により生じた損失金額がある場合、その事業年度の前2年間に遡って法人税額の繰戻し還付を受けることができます。

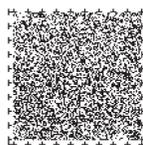
- 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、震災欠損事業年度の確定申告書とあわせて税務署に提出してください。

※平成23年9月10日までの間に終了する中間期間について仮決算による中間申告をした場合

- ・上記と同様の繰戻し還付を受けることができます。
- ・大震災による損失金額の範囲内で、法人税額から控除しきれない利子・配当などに係る源泉所得税額の還付を受けることができます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

相続税・贈与税が減額・免除されます

相続税または贈与税の課税対象となった財産の価額のうち1/10以上が被害を受けた場合には、相続税または贈与税が減額・免除されます。

〈申告期限前に被害を受けた方〉

被害を受けた財産の価額は、被害を受けた部分の価額を差し引いた価額により計算されます。

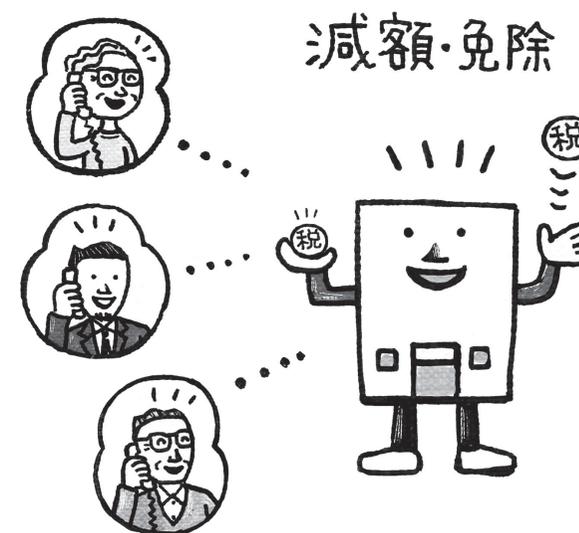
〈申告期限後に被害を受けた方〉

被災した日以後に納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

- 所定の書類の提出が必要です。
詳細は税務署にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



被災された方が取得した住宅取得等資金の贈与税について特例があります

住宅などが被災した方※¹が、平成23年3月11日から平成26年12月31日までの間※²に、その直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、住宅を新築、取得などした場合、既に非課税措置※³を利用している場合でも、次のとおり、その資金が非課税※⁴となります。

- ※¹ 住宅が原発の警戒区域内などにある方を含みます。
- ※² ※¹の場合、「解除された日以後3月を経過する日までの間」となります。
- ※³ 直系尊属から住宅の新築、取得などのために、金銭の贈与を受けた場合にその一定額までを非課税とする措置です。
- ※⁴ 既にこの特例の適用を受けた場合には非課税の適用を受けた金額を控除した残額となります。



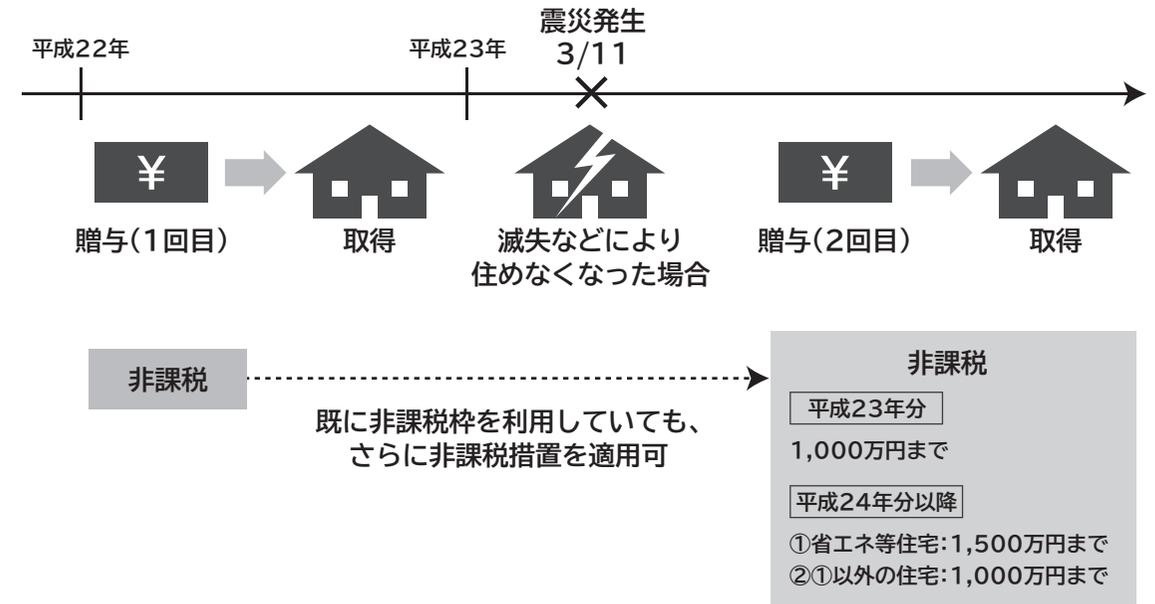
平成23年分の場合

1,000万円までの金額が非課税となります。

平成24年分以降の場合

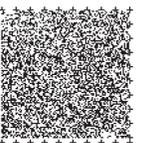
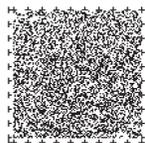
次の住宅の区分に応じ、その方ごとにそれぞれ①または②の金額まで非課税となります。

- ① 一定の省エネまたは耐震基準を満たす住宅・・・1,500万円
- ② ①以外の住宅・・・1,000万円



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



印紙税が非課税になります

次のような契約書の作成に係る印紙税が非課税になります。

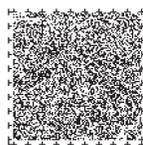
対象となる書類	適用期限
地方公共団体や政府系金融機関などが、被災者の方向けに有利な条件で金銭の貸付けを行う場合に作成する消費貸借に関する契約書(金銭借用証書など)	平成23年3月11日～平成33年3月31日
一定の民間金融機関が被災者の方向けに有利な条件で金銭の貸付けを行う場合に作成する消費貸借に関する契約書(金銭借用証書など)	平成23年3月11日～平成33年3月31日
大震災で滅失した消費貸借に関する契約書などに代わるものとして、被災した金融機関との約定に基づいて作成(復元)する文書	平成23年3月11日～平成25年3月31日
被災した建物(原発警戒区域内に所在する建物を含む)に代わる建物を取得する場合などに被災者の方が作成する不動産の譲渡に関する契約書、建設工事請負契約書	平成23年3月11日～平成33年3月31日※
被災した農地(原発警戒区域内に所在する農地を含む)に代わる農地を取得する場合などに被災者の方が作成する不動産の譲渡に関する契約書など	平成23年3月11日～平成33年3月31日※
被災した船舶、航空機に代わる船舶、航空機を取得する場合などに被災者の方が作成する船舶、航空機の譲渡に関する契約書など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
(独)中小企業基盤整備機構が、仮施設整備事業に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書など	平成23年5月2日～平成26年3月31日

※原発警戒区域内に所在する建物や農地に代わる建物や農地を取得する場合には、警戒区域設定指示などが行われた日からその警戒区域設定指示などが解除された日以後3ヶ月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日。

- 大震災の被災者であることの証明書(り災証明書など)の添付が必要な場合があります。
- すでに印紙税を納付してしまった場合は、還付を受けることができます。
- 「印紙税過誤納確認申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、契約書の原本とともに税務署に提出してください(原本が金融機関にある場合は、金融機関と相談してください)。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

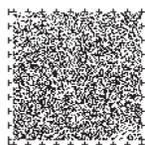


登録免許税が免除されます

被災された方が行う以下のような登記に関する登録免許税を免除します。

対象となる登記	適用期限
被災した船舶、航空機に代わるものを新たに取得した場合の所有権の保存登記など	平成23年4月28日～平成33年3月31日
被災した建物または原発警戒区域内に所在する建物を建て替える場合の所有権の保存登記など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
被災した農用地に代わる農用地を取得する場合などの所有権の移転の登記など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
被災した会社の本店などの移転の登記など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
(独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設に関する所有権の保存登記	平成23年12月15日～平成25年3月31日
被災した鉄道施設に代わる鉄道施設の敷地を取得する場合の所有権の移転登記など	平成23年12月15日～平成28年3月31日
信託会社等と地方公共団体との信託契約に基づき建設する一定の建築物及びその敷地の用に供される土地の所有権の信託の登記	平成24年4月1日～平成28年3月31日

※法務局などに登記や登録を申請する際、り災証明書など必要な書類をあわせて提出してください。



●左ページの免除措置のうち、平成23年3月11日から適用されるものについて、平成23年3月11日から平成23年12月14日の間に受けた登記で、既に登録免許税が納付済みである場合には、その登記をした法務局に一定の手続を行うことにより、その納付された登録免許税の還付を受けることができます。

●左ページの免除措置のほか、株式会社商工組合中央金庫が行う貸付けに係る抵当権の設定登記等の軽減措置について、抵当権の設定登記等が被災者への貸付けに係るものである場合には、その適用期限が平成30年9月30日まで延長されています。

お手続き／お問い合わせ

お近くの法務局・税務署

➔ P72・73参照 (税務署について)

※お近くの法務局については、「法務局ホームページ」のトップにある、「管轄のご案内」からご覧になれます。
 ※航空機の登録については、国土交通省(航空局03-5253-8111(内線48146))にお問い合わせください



地震や津波による被害にあわれた方



住宅・家財などが被害を受けた方

地方税

被災した土地や家屋の固定資産税や都市計画税が減額・免除されます

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋※には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、1/2減額課税または課税されます。

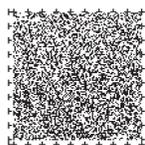
- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの土地・家屋が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※被災した住宅の敷地は、新たに住宅が建設されなくても、申請して認められれば10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

※土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ

土地・家屋が所在する市町村 → P78～87参照



地方税

住民税が減額されます

大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、住民税の減額を受けることができます。

- 手続きが必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

〈所得税の減額手続きをした方〉

減額のための手続きは基本的に必要ありません。

〈所得税を納める必要がなく、住民税だけを納める方〉

手続きが必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村 → P78～87参照



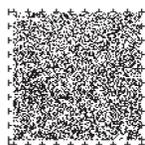
被災した土地や家屋に代わるものを取得するなどの場合固定資産税などが減額されます

- 平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合、被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。
- 平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。また、大震災で滅失・損壊した住宅の用地に代わる土地については取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。
- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県・市町村

➔ P78～87参照



所得税の減額・免除が受けられます

住宅や家財などに損害を受けた方は、平成22年分または平成23年分のいずれかの所得税の減額・免除を受けることができます。

また、あわせて平成23年中の給与や公的年金などに係る源泉所得税の徴収の猶予や、すでに徴収された源泉所得税の還付も受けることができます。

- 所得税の減額・免除を受けるには、確定申告書の提出が必要です。
- 申告・納付の期限が延長されている方は、平成23年4月26日までにすでに平成22年分の確定申告書を提出した場合であっても、平成22年分の所得税の減額・免除を受けることができます。更正の請求書を税務署に提出してください。

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法
対象となる資産の範囲など	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます)	住宅や家財 (ただし、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上であることが必要です)
控除額の計算 または 所得税の軽減額	控除額は、以下の(1)と(2)のうちいずれか多い方の金額です。 (1)差引損失額 — 所得金額の1/10 (2)差引損失額のうち災害関連支出※の金額 — 5万円 ※災害関連支出:災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用など。	所得税の軽減額などは以下のとおりです。 (1)所得金額が500万円以下…全額免除 (2)所得金額が500万円超750万円以下…1/2軽減 (3)所得金額が750万円超1,000万円以下…1/4軽減
参考事項	●その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できます。 ●災害関連支出の対象となる期間が、特例により、災害の止んだ日から「1年内」→「3年内」に延長されています。	●損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ●減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。

※上の表の①、②の方法のうち、どちらか有利な方を選択できます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➔ P72・73参照



所得税の予定納税額が減額されます

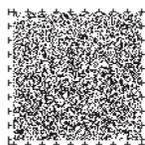
税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅・家財などが損害を受け、平成24年6月30日または10月31日時点で計算した申告納税見積額が通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれる場合、**予定納税額の減額の申請**ができます。

- 「予定納税額の減額申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、期限までに税務署に提出してください。

※福島県の一部の納税者の方については、納付期限が延長されているので、予定納税額の通知は見合わせることにしています。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



所得税(住民税)の住宅借入金等特別控除が引き続き利用できます

大震災により、住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)を受けていた住宅に居住できなくなった場合、残りの適用期間について**引き続き、住宅借入金等特別控除**を利用することができます。

所得税

〈年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方〉

引き続き、年末調整でこの控除を受けることができます。

〈年末調整の対象でない方〉

確定申告の際に、お近くの税務署にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

住民税

- 所得税から控除しきれない場合、基本的に手続き不要で住民税からも控除されます。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村 → P78～87参照



所得税(住民税)の住宅借入金等 特別控除の借入限度額や控除率を 引き上げました

所得税

大震災により、所有する住宅に居住できなくなった方が、新たに住宅を取得したり、住宅を増改築などした場合の住宅借入金等特別控除の借入限度額や控除率を引き上げました。

■現行制度

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.0%
平成24年	3,000万円		1.0%
平成25年	2,000万円		1.0%

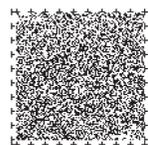
■特例

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.2%
平成24年	4,000万円		1.2%
平成25年	3,000万円		1.2%

- 大震災により、住宅が滅失するなどにより、居住できなくなった方については、①滅失などした住宅に関する住宅借入金等特別控除、②新たに取得などした住宅に関する住宅借入金等特別控除を、重複して適用することができます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



住民税

- 左ページの特例による所得税の控除しきれなかった額がある場合には、その残額分を、翌年度分の個人住民税から減額します(以下の図参照)。

$$\text{個人住民税の住宅ローン控除額(A)} = \text{前年の所得税における住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}$$

※上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)(B)」を超えた場合には、控除額は(B)の金額になります。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村

→ P78～87参照



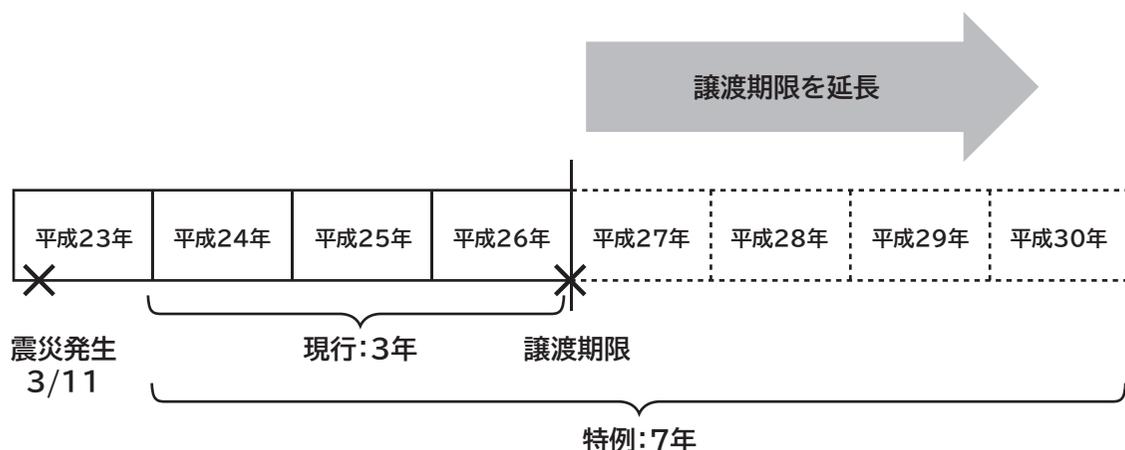
家屋の敷地の譲渡に係る 所得税(住民税)の特例などについて 対象となる譲渡期限を延長します

大震災により、住んでいた家屋が滅失し、その敷地を譲渡する場合、以下の税制上の措置が受けられる譲渡期限を、下図のとおり3年から7年に延長します。

〈対象となる措置〉

- 居住用財産※を譲渡した場合の軽減税率
(6,000万円以下の部分について、所得税10%、住民税4%)の特例
- 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- 特定の居住用財産の買い換えなどの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の買い換えなどの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

※居住用財産:自分が住んでいる家や敷地



お手続き／お問い合わせ

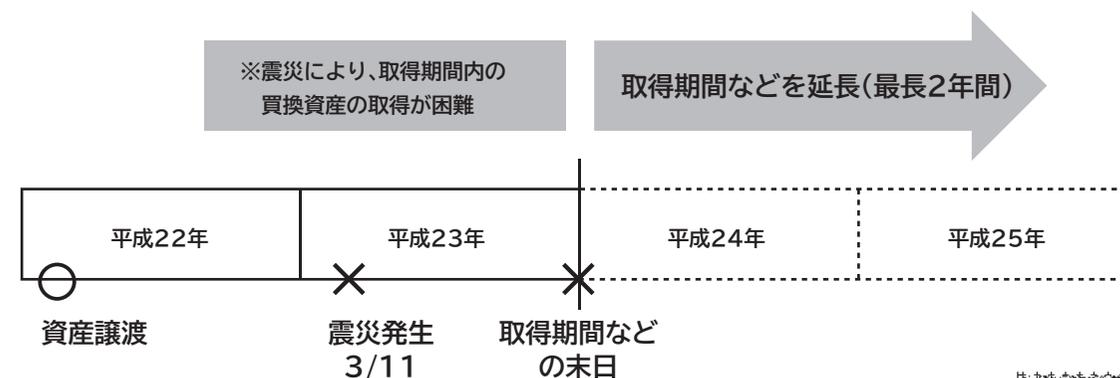
お近くの税務署 → P72・73参照

資産の買い換えに関する 特例について対象となる 取得期間などを延長します

大震災により、居住用財産や事業用資産について、本来買い換え資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合などには、以下の特例について、その対象となる買い換え資産などの取得期間などを2年の範囲内で延長します。

〈対象となる措置〉

- 優良住宅地の造成のために土地などを譲渡した場合の軽減税率
(2,000万円以下の部分について所得税10%、住民税4%)の特例
- 収用などに伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- 交換処分などに伴い資産を取得した場合の課税の特例
- 特定の居住用財産の買い換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 特定の事業用資産の買い換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- 既成市街地等内にある土地などの中高層耐火建築物などの建設のための買い換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の買い換えなどの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

地震や津波による被害にあわれた方



事業用資産などが被害を受けた方

国税

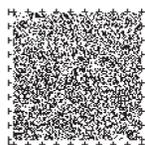
所得税について事業用資産の損失額を平成22年分の必要経費に算入できます

大震災で事業用資産が被災した場合、その損失額は通常は平成23年分の必要経費ですが、平成22年分の所得税の計算上、必要経費に算入できます。この特例の適用により、平成22年に赤字が生じた場合、当該赤字額についてさらに1年さかのぼり、平成21年分の所得税の還付を受けることができます(平成21年から青色申告をしていることが必要です)。

- 申告・納付の期限が延長されている方は、平成23年4月26日までにすでに平成22年分の確定申告書を提出した場合であっても、平成22年分の必要経費に算入できます。更正の請求書を税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

所得税について純損失を5年間繰越控除できます

棚卸資産、事業用資産などが被災した方は、平成23年の純損失の金額のうち、以下のものの繰越期間を3年から5年に延長しました。

〈事業用資産の震災損失額の割合が全事業用資産などの1/10以上の方〉

→青色申告の方は平成23年分の純損失金額

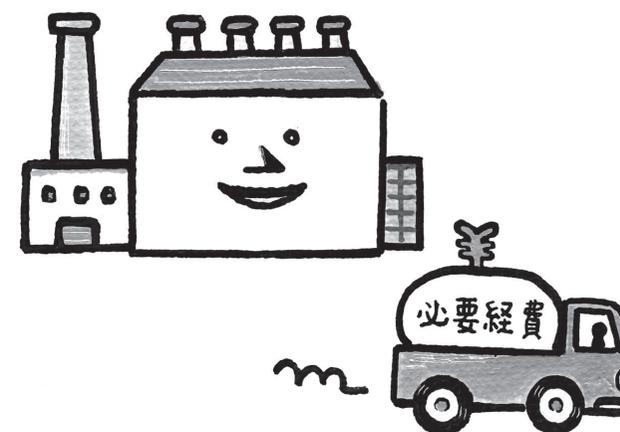
→白色申告の方は平成23年分の被災事業用資産の損失金額と変動所得の損失金額による純損失金額

〈それ以外の方〉

→被災事業用資産の損失金額による純損失金額

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産の特別償却ができます

所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産の特別償却ができます。

①大震災により事業に用いることができなくなった建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具※に代わる資産の取得などをして事業に用いた場合

※対象資産には、平成23年12月14日以降に取得する二輪車など(自動車及び原動機付き自転車である二輪車、カタピラ及びそりを有する軽自動車(スノーモービル)、ミニカーなど)が追加されています。

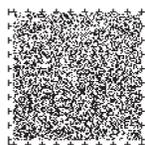
②建物、構築物、機械装置の取得などをして被災区域内で事業に用いた場合

●取得などの時期や資産の種類に応じて定められた減価償却の割合が初年度において上乗せされます(翌年度以降は通常の割合での償却になります)。

●平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得などをする資産が対象となります。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

事業用資産を買い換えた場合、譲渡した不動産への所得税・法人税の課税を繰り延べられます

所得税、法人税について、以下の場合、譲渡した不動産の譲渡益に対する課税の繰り延べができます。

①被災区域内の事業用不動産を譲渡して、国内の事業用資産に買い換えた場合

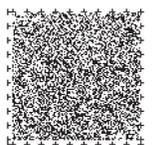
②被災区域外(国内)の事業用不動産を譲渡して、被災区域内の事業用資産に買い換えた場合

●不動産の譲渡益のうち一定金額について、課税を繰り延べることができます。

●平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡などをする資産が対象です。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



被災した土地や家屋の固定資産税や都市計画税が減額・免除されます

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋※には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、1/2減額課税または課税されます。

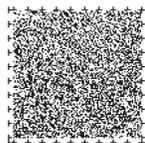
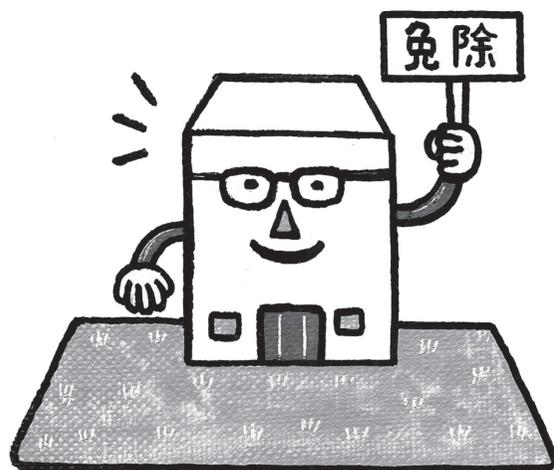
- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの土地・家屋が指定されているかについては、被災した土地や家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ

被災した土地や家屋が所在する市町村

➔ P78～87参照



被災した償却資産に代わり取得などをした償却資産の固定資産税が減額されます

平成28年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得などした場合、その後4年間、固定資産税が1/2に減額されます。

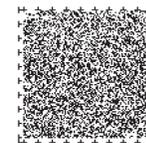
- 代替償却資産が所在する市町村(災害救助法※が適用される市町村に限ります)にその償却資産の認定を受ける必要があります。

※災害救助法が適用されているかについては、「厚生労働省のホームページ」でご覧になれます。

お手続き／お問い合わせ

被災した償却資産の代わりに取得などをした償却資産が所在する市町村

➔ P78～87参照



被災した土地や家屋に 代わるものを取得などをした場合 固定資産税などが減額されます

〈平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合〉

被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。

〈平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合〉

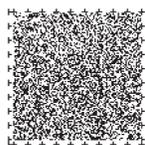
従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。

- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災した家屋や土地の代わりに取得などをした
家屋や土地が所在する都道府県・市町村

➡ P78～87参照



被災した農地に代わる農地を取得した 場合、不動産取得税を免除します

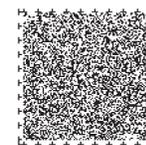
大震災によって耕作や養畜に用いることができなくなった農地の所有者などが、その農地に代わる農地を取得した場合、被災した農地の面積分については、不動産取得税が課されません。

- 平成33年3月31日までに取得した農地が対象です。

お手続き／お問い合わせ

被災した農地の代わりに取得などをした農地が
所在する都道府県

➡ P78～87参照



地震や津波による被害にあわれた方



自動車^{が被害を受けた方}

国税

被災した自動車について、 自動車重量税が還付されます

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」などの場合、自動車の永久抹消登録などの手続きを行うと、**自動車重量税が還付**されます。

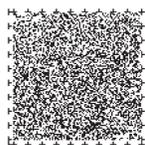
※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

- 運輸支局または軽自動車検査協会で自動車の永久抹消登録などの手続きを行う際に還付申請をすれば、車検残存期間に応じた還付が受けられます。
- 還付申請は、平成25年3月31日までに行ってください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会
お近くの税務署 → P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



地方税

被災した自動車について、 自動車税(軽自動車税)が免除されます

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」などで、平成23年4月1日時点で使用不能となっている自動車には、**自動車税・軽自動車税が課されません**。

※軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

- 仮に納税通知書が送られてきた場合は、都道府県(自動車税)、市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった都道府県・市町村

➔ P78～87参照



被災した自動車を買換えた場合、 自動車重量税や自動車取得税などが 免除されます

自動車重量税

平成26年4月30日までの間に、被災して使えなくなった自動車(P38をご覧ください。)を買換えた場合、最初の車検または車両番号の指定の際に課される自動車重量税が免除されます。

※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

- 車検などの際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。
- 既に自動車重量税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。車検証の交付などを受けた運輸支局または軽自動車検査協会に「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、納税地の所轄税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会
お近くの税務署 → P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

平成26年3月31日までの間に、被災して使えなくなった自動車を買換えた場合、自動車取得税が非課税になります。買換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になります。

※軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

- 買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(軽自動車は市町村)に非課税申請を行ってください。

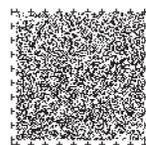
〈既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方〉

還付を受けることができます。

- 買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(軽自動車は市町村)に非課税申請を行えば後日還付されます。

お手続き／お問い合わせ

**買換えた自動車の主たる定置場が所在する
都道府県・市町村 → P78～87参照**



東電福島原子力発電所事故にあわれた方



土地・家屋などが避難指示区域内などにある方

地方税

避難指示区域のうち一部区域内の土地・家屋について、固定資産税・都市計画税が減額・免除されます

①避難指示が解除されていない区域の特例

原子力発電所の事故に関する避難などの指示が解除されていない区域のうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋※には、固定資産税・都市計画税は課されません。

- 既に措置されている平成24年度までの分に加え、平成25年度以降も当分の間、免除の措置を継続します。
- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの区域が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
 家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物



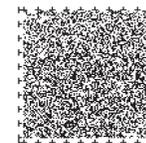
②避難指示が解除された区域の特例

新たに避難指示が解除される区域のうち市町村長が指定する区域内の土地・家屋については、原則、解除から3年度分まで、固定資産税・都市計画税が1 / 2減額課税されます。

- 既に措置されている平成24年度中の避難解除区域に加え、平成25年度以降当分の間に新たに解除される区域も、対象になります。

お手続き / お問い合わせ

土地・家屋が所在する市町村 → P78～87参照



一部の避難指示区域内にあった家屋・土地に代わるものを取得した場合、固定資産税などが減額されます

避難指示区域のうち、総務大臣が指定して公示する区域※1内にある家屋やその敷地に代わる家屋・土地を平成23年3月11日からその区域の避難指示の解除から一定期間経過する日までの間に取得した場合などには、**固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置※2**を受けることができます。

※1 避難区域の見直しを踏まえて、今後、指定を行う予定です(平成24年5月現在)。

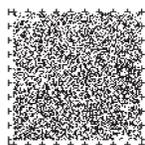
※2 軽減措置の具体的な内容は、P47の表をご参照ください。

- 軽減措置を受けるためには、一部の避難指示区域内にあったものの代わりに取得した家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)の認定を受ける必要があります。
- 新たに取得した家屋・土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

一部の避難指示区域内にあったものに代わって取得した家屋や土地が所在する都道府県・市町村

➡P78～87参照



一部の避難指示区域内にある農地に代わる農地を取得した場合、不動産取得税を免除します

避難指示区域のうち、総務大臣が指定して公示する区域※内において使用が困難な農地の所有者などが、その区域内にある農地に代わる農地を取得した場合は、**その区域内の農地の面積分については、不動産取得税を控除します。**

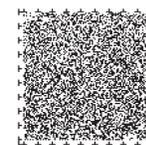
※避難区域の見直しを踏まえて、今後、指定を行う予定です(平成24年5月現在)。

- 一部の避難指示区域の解除日から3ヶ月を経過するまでの間に取得した農地が対象です。

お手続き／お問い合わせ

一部の避難指示区域内にある農地の代わりに取得などをした農地が所在する都道府県・市町村

➡P78～87参照



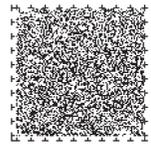
一部の避難指示区域内にあった 償却資産に代わり取得した 償却資産の固定資産税が減額されます

避難指示区域のうち、総務大臣が指定して公示する区域^{※1}内にあった償却資産に代わる償却資産について、固定資産税の軽減措置^{※2}を受けることができます。

※1 避難区域の見直しを踏まえて、今後、指定を行う予定です(平成24年5月現在)。
 ※2 軽減措置の具体的な内容は、右の表をご参照ください。

- 軽減措置を受けるためには、一部の避難指示区域内にあったものの代わりに取得した償却資産が所在する市町村(災害救助法[※]の適用市町村に限ります)の認定を受ける必要があります。
- 必要な手続きについては、新たに取得した償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。

※災害救助法が適用されているかについては、「厚生労働省のホームページ」にてご覧になれます。



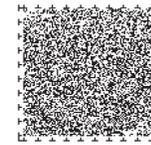
軽減措置の具体的な内容

税目	対象資産	代替資産取得期間	代替資産取得地	代替資産に関する特例内容
都市計画税 固定資産税	住宅用地	平成23年 3月11日 ～ 解除から 一定期間を 経過した日 [※]	制限なし	住宅を建設しなくても、 取得後3年間は住宅用地扱い ※固定資産税は1/6または1/3(都市 計画税は1/3または2/3)に軽減
	家屋			税額を取得後4年間1/2減額、 その後2年間1/3減額 ※新築住宅特例(3年間または5年間 1/2減額)と併用可(固定資産税)
	償却資産 (固定資産税)		災救法適用区域内 (東京都を除く)	課税標準を取得後4年間1/2
不動産取得税	土地	制限なし	制限なし	対象区域内家屋の敷地の面積相当分 には不動産取得税が課されないよう にする
	家屋			一部の避難指示区域内に所在した家屋 (対象区域内家屋)の床面積相当分には 不動産取得税が課されないようにする

※「一定期間」については原則3ヶ月、代替家屋が解除後に新築・完成されたものである場合は1年。

お手続き／お問い合わせ

新たに取得した償却資産が所在する市町村
 → P78～87参照



東電福島原子力発電所事故にあわれた方



自動車が持ち出し困難な
区域内にある方

**持ち出し困難な区域内にある自動車に
ついて、自動車重量税が還付されます**

持ち出し困難な区域内にある場合、自動車の永久抹消登録などの手続きを行うと、**自動車重量税が還付されます。**

※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

※東日本大震災において被災し、滅失または自動車の用途を廃止した旨の「申立書」及び自動車として再使用または譲渡しない旨の「確認書」を運輸支局などに提出する必要があります。

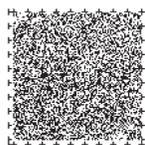
- 運輸支局または軽自動車検査協会で自動車の永久抹消登録などの手続を行う際に還付申請をすれば、車検残存期間に応じた還付が受けられます。
- 還付申請は、平成25年3月31日までに行ってください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会

お近くの税務署 → P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



地方税

**持ち出し困難な区域にある自動車について、
永久抹消登録などがなされたときは、
自動車税(軽自動車税)が課されません**

自動車持出困難区域^{※1}内の自動車^{※2}で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって、自動車税・軽自動車税が課されません。

※1 自動車持出困難区域:平成24年1月1日時点で警戒区域だった区域のうち、立入りが困難であるためその区域内の自動車を外へ移動することが困難な区域として総務大臣が指定した区域。

※2 軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

- 申告をしていただく必要があります。
- 手続きについては、自動車持出困難区域内の自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車税)・市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

**自動車持出困難区域内の自動車の主たる定置場が
所在する都道府県・市町村**

→ P78～87参照



国税・地方税

持ち出し困難な区域にある自動車を 買い換えた場合、自動車重量税や 自動車取得税などが免除されます

国税

自動車重量税

平成26年4月30日までの間に、持ち出し困難な区域内にある自動車(P48をご覧ください)を買い換えた場合、最初の車検または車両番号の指定の際に課される**自動車重量税が免除されます**。

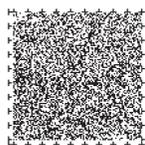
※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

- 車検などの際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。
- 既に自動車重量税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。車検証の交付などを受けた運輸支局または軽自動車検査協会に「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、納税地の所轄税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会 お近くの税務署 → P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



地方税

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

永久抹消登録等がなされた自動車持出困難区域内の自動車に代わる自動車を取得した場合、**自動車取得税などが非課税になります**。

〈永久抹消登録等の後に自動車を買い換えた場合〉

平成26年3月31日までの間に、自動車持出困難区域内の自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされた自動車を買い換えた場合、**自動車取得税が非課税になります**。

買い換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の**自動車税・軽自動車税が非課税になります**。

- 非課税の特例措置を受けるためには、買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)にその自動車の認定を受ける必要があります。
- 必要な手続きについては、買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。

〈永久抹消登録等の前に自動車を買い換えた場合〉

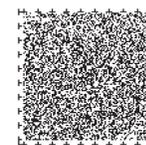
永久抹消登録等を行う前に、自動車を買い換えた場合も、**自動車取得税・自動車税及び軽自動車税について、永久抹消登録等の後で自動車を買い換えた場合と同様の特例が受けられます**。既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。

- 特例措置を受けるためには、買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県や市町村への申請が必要です。

※上記いずれの場合においても、軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

お手続き／お問い合わせ

買い換えた自動車の主たる定置場が所在する 都道府県・市町村 → P78～87参照



東電福島原子力発電所事故にあわれた方



避難解除区域の復興と再生を支援します

新規

避難解除区域内で事業用設備の取得などをして事業に用いた場合、所得税・法人税について即時償却や税額控除ができます

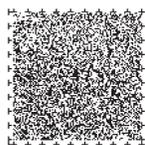
国税

避難解除区域※1内において、事業者※2が事業用設備(機械・装置、建物・構築物)の取得などをして事業に用いた場合に、即時償却または税額控除ができます。

- 避難等指示が解除された日から5年以内に取得などをして事業に用いた資産が対象です。
- 税額控除については、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度とします。
超過額については4年間の繰越しができます。

※1 避難解除区域:原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示の対象となった区域のうち、避難指示がすべて解除された区域。

※2 事業者:避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在していたことについて福島県知事の確認を受けた個人または法人。



特別償却

対象資産	償却率
機械装置	100%
建物・構築物	25%

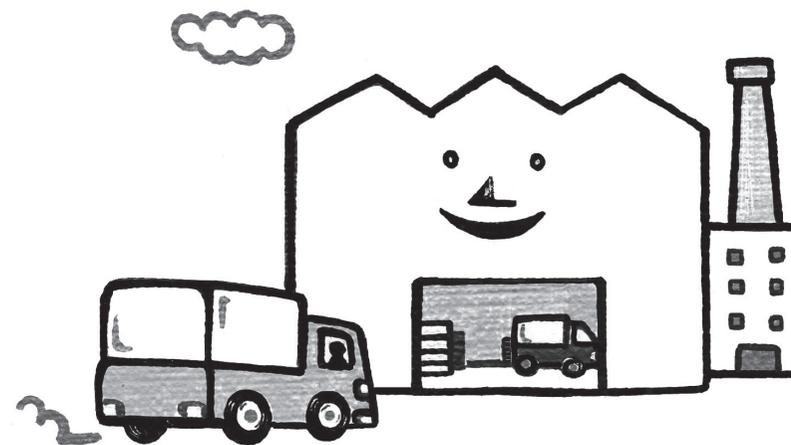


税額控除

対象資産	控除率
機械装置	15%
建物・構築物	8%

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



Horizontal lines for taking notes.

避難解除区域で避難対象となった方を雇用する場合、給与などの20%を所得税・法人税から控除できます

国税

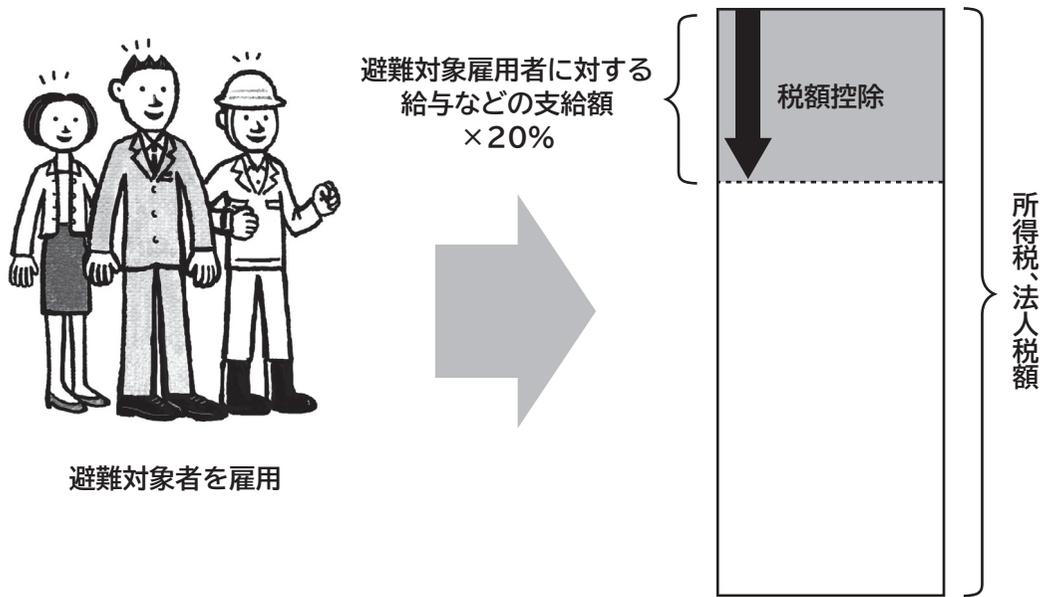
新規

事業者(P52参照)が避難解除区域(P52参照)内の事業所で避難対象者※1となった方を雇用する場合、確認※2を受けた日から5年間、その給与などの支給額の20%を、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度として税額控除できます。

※1 避難対象者

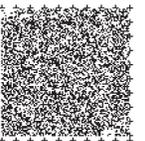
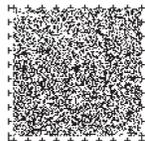
- ①平成23年3月11日時点で避難対象区域内の事業所で勤務していた方、または、
- ②平成23年3月11日時点で避難対象区域内に居住していた方

※2 避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在したことについての福島県知事の確認



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

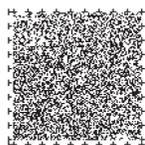


復興に向けた取組

復興特区制度を活用した取組を支援します

※P57～63の措置は、平成23年12月に成立した東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興推進計画について認定を受けた地方公共団体の指定を受けた法人などが対象です。具体的な適用の有無については、各地方公共団体までお問い合わせください。

※P57～59の3つの措置は、選択適用とします。



復興産業集積区域に 新たに立地した新設企業について、 法人税を5年間無税にします

国税

復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定日以後に復興産業集積区域^{※1}内に新設され、新たに立地した指定法人^{※2}について、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金に算入できます。

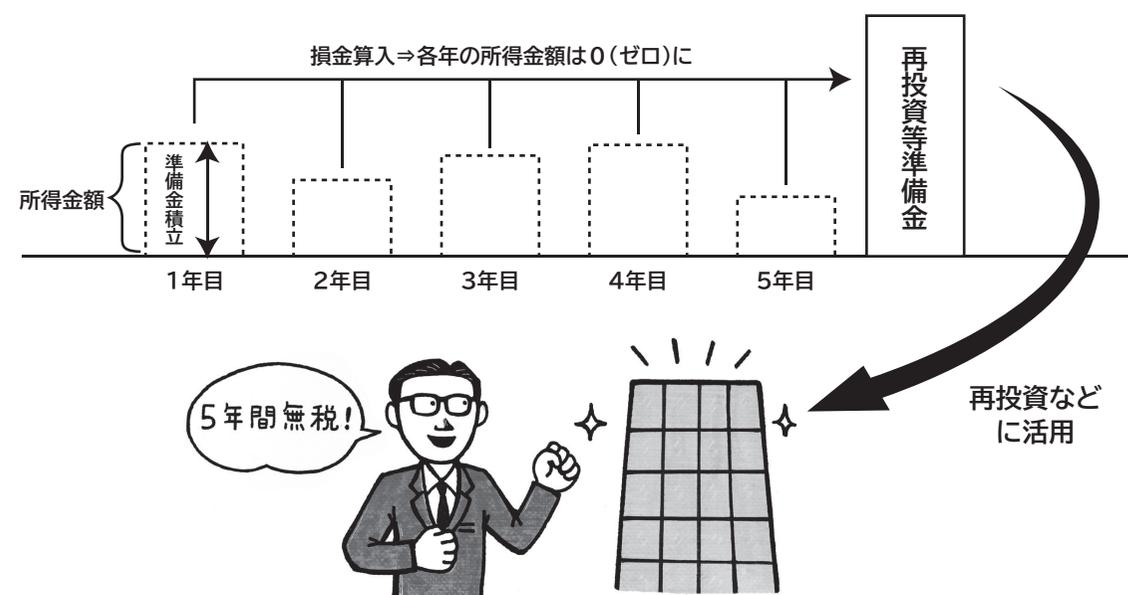
※1 復興産業集積区域

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が、復興推進計画において定める産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域。なお、福島県については、平成24年3月に成立した福島復興再生特別措置法に基づき、全ての地方公共団体が復興産業集積区域を設置することができます。

※2 指定法人

雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

●機械または建物などに再投資などした場合、積み立てた準備金残高を限度として、特別償却ができます。



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

復興産業集積区域内で事業用設備の取得などをして事業に用いた場合、所得税・法人税について特別償却や税額控除ができます

復興産業集積区域(P57参照)内において、指定事業者*が事業用設備(機械・装置、建物・構築物)の取得などをして事業に用いた場合、これらの取得価額に一定の率(下の表を参照)をかけた金額を、特別償却または税額控除できます。

- 平成28年3月31日までに取得などをした資産が対象です。
- 税額控除については、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度とします。超過額については4年間の繰越しができます。

※指定事業者
雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業などを行う者として指定を受けた個人または法人

■特別償却

取得などの時期 資産などの区分	～平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～平成28年3月31日
機械・装置	100%	50%*
建物・構築物	25%	

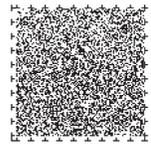
選択 ※福島県の復興産業集積区域においては100%

■税額控除

取得などの時期 資産などの区分	～平成28年3月31日
機械・装置	15%
建物・構築物	8%

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



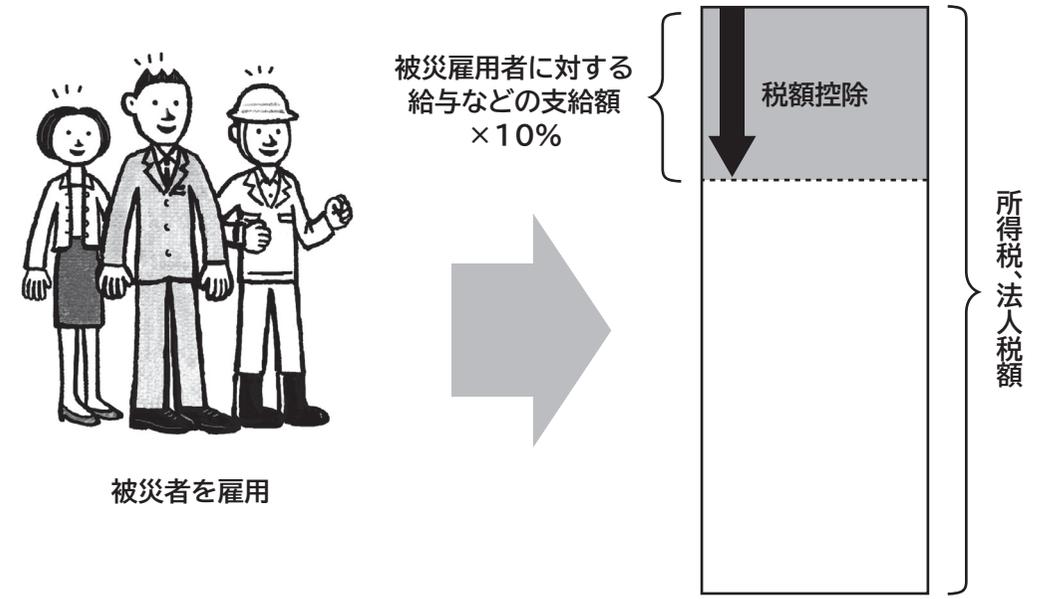
国税

復興産業集積区域で被災された方を雇用する場合、給与などの10%を所得税・法人税から控除できます

指定事業者(P58参照)が復興産業集積区域(P57参照)内の事業所で被災者*を雇用する場合、指定を受けた日から5年間、その給与などの支給額の10%を、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度として控除できます。

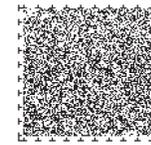
- 平成28年3月31日までに認定地方公共団体の指定を受けた個人または法人が対象です。

※被災者
①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた方、または、
②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた方



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

復興産業集積区域内で開発研究用の減価償却資産の取得などをした場合、取得価額まで、所得税・法人税について特別償却できます

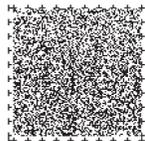
復興産業集積区域(P57参照)内で指定事業者(P58参照)が取得などをした開発研究用の減価償却資産について、通常の減価償却限度額に加えて、取得価額まで、特別償却(即時償却)ができます。

- 平成28年3月31日までに取得などをした資産が対象です。
- 対象となる開発研究用の減価償却資産の減価償却費について、特別試験研究費として取扱い、研究開発税制(12%の税額控除)*を適用します。

*現行の研究開発税制は、試験研究費の割合に応じて、8~10%の税額控除となっています。
特別試験研究費(大学などとの共同研究など)については、一律、12%の税額控除が適用されます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

復興居住区域内で新築の被災者向け優良賃貸住宅の取得などをして賃貸を行う場合、所得税・法人税について特別償却や税額控除ができます

復興居住地域*1において、指定事業者*2が新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得などをして賃貸を行った場合、25%の特別償却または8%の税額控除ができます。

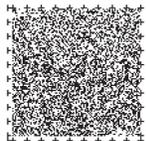
- 平成26年3月31日までに取得などをした住宅が対象となります。

*1 復興居住地域:東日本大震災により住宅に大きな被害が生じた地域を有する認定地方公共団体が、復興推進計画において定める居住の安定の確保などの取組を推進すべき区域

*2 指定事業者:住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人または法人

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

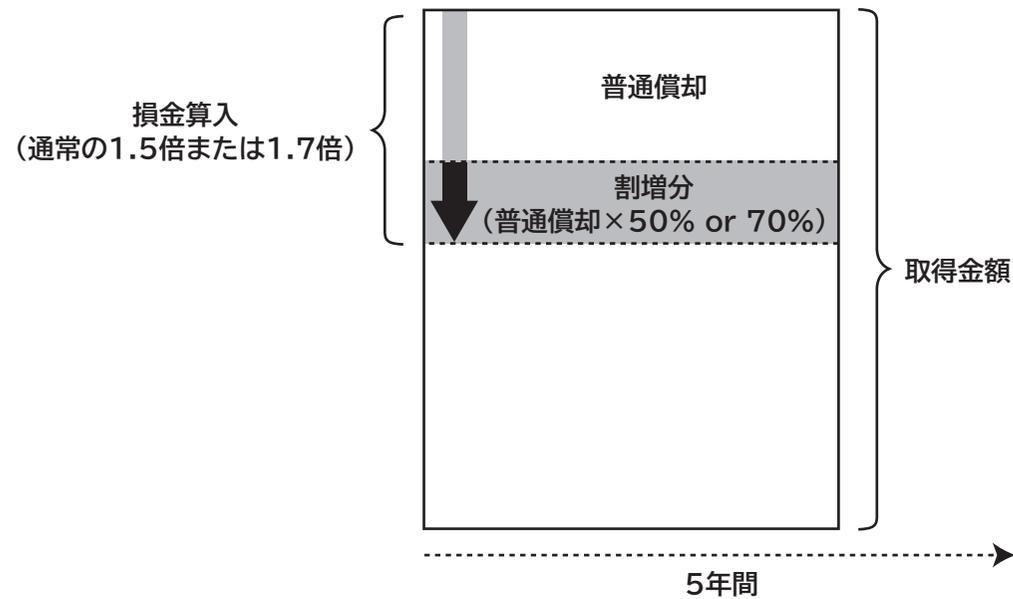


特定激甚災害地域で新築の被災者向け優良賃貸住宅の取得などをして賃貸を行う場合、所得税・法人税について割増償却ができます

特定激甚災害地域※内で、新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得または新築し、賃貸を行った場合、5年間、割増償却ができます。

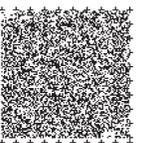
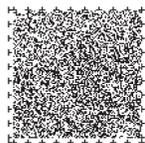
- 平成26年3月31日までに取得などをした住宅が対象となります。
- 普通償却限度額の50%（耐用年数が35年以上であるものは、70%）の割増償却ができます。

※特定激甚災害地域：激甚災害法の激甚災害地域のうち東日本大震災に係る地域



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



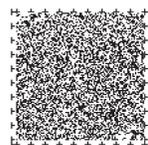
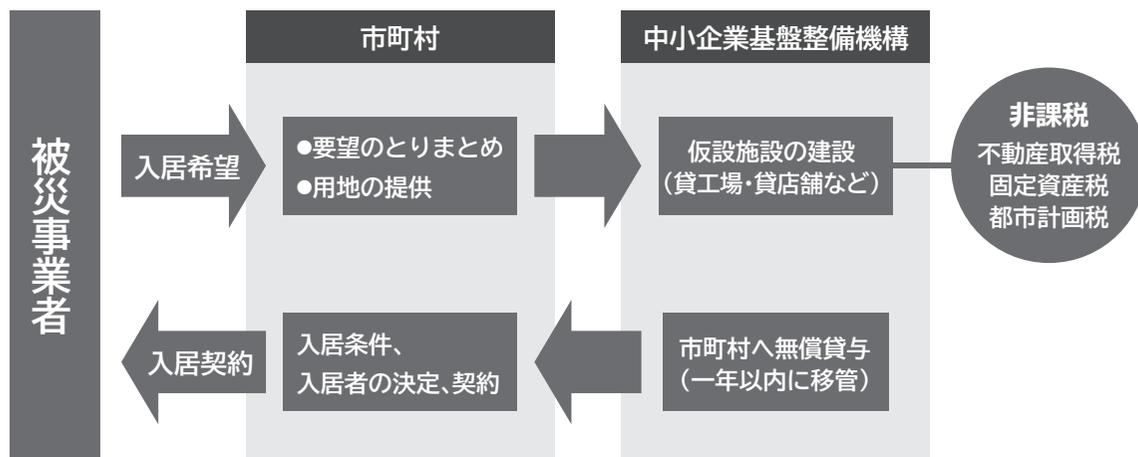
復興に向けた取組

復興に向けた取組を支援します

(独)中小企業基盤整備機構が被災した事業者のための仮設施設を取得した場合、不動産取得税などを非課税にします

(独)中小企業基盤整備機構が、被災した事業者用の工場や事業場にするために仮設施設を取得した場合は、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を非課税にします。これにより、地域を支える中小企業の早期の事業再開を後押しします。

- 平成25年3月31日までに取得する施設が対象です。
- 市町村に対して無償で貸与し、取得後1年以内にその市町村に無償で譲渡する施設が対象です。



地方税

被災した鉄道施設の復旧のために取得・改良した資産について固定資産税・不動産取得税の特例があります

大震災により滅失、損壊した鉄道施設や車両を所有する鉄道事業者が、被災した施設などに代わる償却資産を取得または改良した場合には、固定資産税の課税標準を、以下の表のとおり引き下げます。

- 平成28年3月31日までに取得する施設が対象です。
大震災により被災した鉄道事業者が、被災により使えなくなったものに代わる鉄道施設を建設するために土地を取得した場合、不動産取得税を非課税にします。
- 平成29年3月31日までに取得する施設が対象です。

税目	対象資産	対象事業者	代替資産取得時期	特例内容
固定資産税	被災した償却資産に代わるものとして、災害復旧事業費補助を受けて取得、改良した償却資産	JR貨物、三陸鉄道、仙台空港鉄道、八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道、鹿島臨海鉄道、ひたちなか海浜鉄道	平成23年3月11日～平成28年3月31日	取得後最初の10年間課税標準2/3
	特定地方交通線特例の適用を受けていた家屋・償却資産に代わるものとして取得、改良した資産	三陸鉄道、鹿島臨海鉄道	平成23年3月11日～平成28年3月31日	課税標準1/4
不動産取得税	東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設	鉄道事業法に規定する鉄道事業者	～平成29年3月31日	代替鉄道施設に係る路線の距離を勘案した上で、被災鉄道施設の敷地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする

※ 災害復旧事業費補助: 経営状況が厳しい鉄道事業者が災害復旧を行う場合に交付される補助金
 ※ 特定地方交通線特例: 国鉄分割民営化時に第3セクター化された鉄道を対象とした特例措置(課税標準1/4)

お手続き / お問い合わせ

被災した鉄道施設などの代わりに取得などをした施設が所在する都道府県・市町村

➡ P78～87参照



復興特区での都市計画事業によって土地や建物が買い取られる場合などには、所得税（住民税）の特別控除などを適用します

復興特区での都市計画事業によって土地や建物が買い取られる場合などには、所得税（住民税）の特別控除などを適用します

制度	対象となる場合	適用される措置
復興特別区域に関する措置	都市計画事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業などにより、土地や建物が買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社※の株式を取得した場合 ※復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う中小企業者で、一定の要件を満たすものとして地方公共団体の指定を受けたもの (注)平成28年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用	エンジェル税制による寄附金控除 ※所得税のみ適用
「津波防災地域づくりに関する法律」の成立に伴う措置	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画事業、津波防護施設に関する収用適格事業により土地や建物が買い取られる場合	5,000万円の特別控除など

(次ページに続く)

制度	対象となる場合	適用される措置
被災市街地復興土地区画整理事業などに関する土地などの譲渡所得の課税の特例	復興土地区画整理事業が施行された場合で、個人が所有する土地などについて、換地を定めず、代わりの住宅などを取得した場合	課税の繰り延べ
	減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業において、公共施設の整備改善に関する事業の用地とするために、地方公共団体、(独)都市再生機構に土地などが買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	第2種市街地再開発事業の施行区域内にある土地などが、地方公共団体や(独)都市再生機構に買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に、特定住宅被災市町村の区域内にある土地などが、復旧事業の用地とするために、地方公共団体などに買い取られる場合	2,000万円の特別控除など
	建築などの不許可に伴う買い取りの申し出に基づき、土地などが都道府県知事などに買い取られる場合	1,500万円の特別控除など
	公営住宅などの用地とするための保留地として、土地などが買い取られる場合	1,500万円の特別控除など
	被災市街地復興土地区画整理事業、または第二種市街地再開発事業に係る土地などが、(独)都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合	軽減税率 (2,000万円以下の部分について10%)を適用する

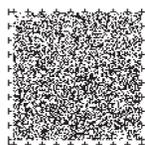
お手続き／お問い合わせ

所得税について

お近くの税務署 → P72・73参照

住民税について

土地・家屋が所在する市町村 → P78～87参照



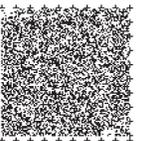
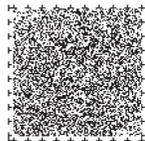
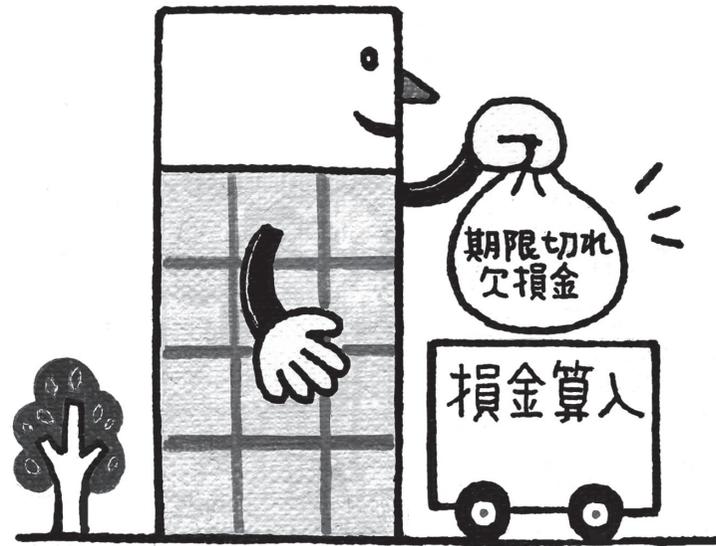
株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構 などから債務の免除を受けた場合、 「期限切れ欠損金」を損金算入できます

新規

大震災によって被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構または産業復興機構から債務の免除を受けた場合、「期限切れ欠損金」を損金算入できます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



お問い合わせ先について

国税について

お近くの税務署

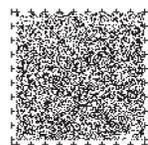
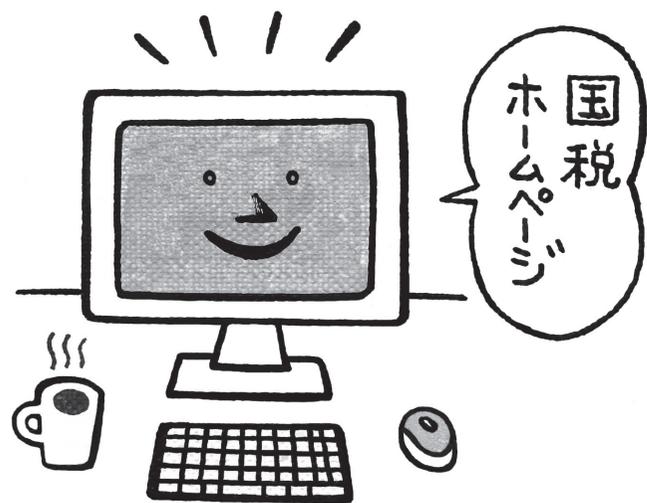
税務署一覧は➡P72・73に掲載

※ 仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局管内の税務署に電話をおかけいただいた場合は、自動音声案内に従って「0(ゼロ)」番を選択してください。

※ それ以外の国税局管内の税務署に電話をおかけいただいた場合は、「1」番を選択してください。

※ 納税地を所管する税務署管轄外に避難されている方は、避難先の最寄りの税務署でもご相談を受け付けています。

国税庁ホームページでは、各税務署の連絡先や大震災により被害を受けられた方の申告・納付などに係る手続の詳しい説明や各種手続に必要な様式などを掲載しています。



地方税について

個人事業税、不動産取得税、自動車取得税・自動車税

被災時にお住まいだった都道府県

県税事務所一覧は➡P74～77に掲載

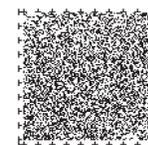
住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

被災時にお住まいだった市町村、被災した資産の

代わりに取得などをした資産が所在する市町村

市町村役場一覧は➡P78～87に掲載

このハンドブックに記載したほかにも、都道府県・市町村の条例の定めるところにより、被災にあわれた方の状況に応じ、地方税の減額・免除を受けることができます。お住まいの都道府県、市町村にお問い合わせください。



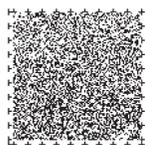
お問い合わせ先一覧

●北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の 税務署 一覧

電話番号			
	水沢	0197-24-5111	
〈北海道〉	宮古	0193-62-1921	
帯広	盛岡	019-622-6141	
釧路			
函館	〈宮城県〉		
八雲	石巻	0225-22-4151	
	大河原	0224-52-2202	
〈青森県〉	気仙沼	0226-22-6780	
青森	佐沼	0220-22-2501	
黒石	塩釜	022-362-2151	
五所川原	仙台北	022-222-8121	
十和田	仙台中	022-783-7831	
八戸	仙台南	022-306-8001	
弘前	築館	0228-22-2261	
むつ	古川	0229-22-1711	
〈岩手県〉	〈福島県〉		
一関	会津若松	0242-27-4311	
大船渡※	いわき	0246-23-2141	
釜石	喜多方	0241-24-5050	
久慈	郡山	024-932-2041	
二戸	白河	0248-22-7111	
花巻	須賀川※	0248-75-2194	

「※」が付いた税務署は、平成24年5月現在、震災の影響により庁舎が使用できないため、仮庁舎で窓口業務を行っています。

※北海道、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野については、東日本大震災復興特別区域法の対象区域を管轄している税務署に限って掲載しています。



●掲載されている以外の県も含め、最寄りの税務署は、こちらでご確認いただけます。
<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

相馬	0244-36-3111	〈埼玉県〉	
田島	0241-62-1230	春日部	048-733-2111
二本松	0243-22-1192		
福島	024-534-3121	〈千葉県〉	
		市川	047-335-4101
〈茨城県〉		柏	04-7146-2321
潮来	0299-66-6931	佐原	0478-54-1331
太田	0294-72-2171	千葉西	043-274-2111
古河	0280-32-4161	千葉東	043-225-6811
下館	0296-24-2121	千葉南	043-261-5571
土浦	029-822-1100	銚子	0479-22-1571
日立	0294-21-6346	東金	0475-52-3121
水戸	029-231-4211	成田	0476-28-5151
竜ヶ崎	0297-66-1303	船橋	047-422-6511
		松戸	047-363-1171
〈栃木県〉		茂原	0475-22-2166
足利	0284-41-3151		
氏家	028-682-3311	〈新潟県〉	
宇都宮	028-621-2151	高田	025-523-4171
大田原	0287-22-3115	十日町	025-752-3181
佐野	0283-22-4366		
栃木	0282-22-0885	〈長野県〉	
真岡	0285-82-2115	信濃中野	0269-22-3151

聴覚障害者用ファクシミリ	札幌国税局 税務相談室	011-261-7675
	仙台国税局 税務相談室	022-711-5135
	関東信越国税局 税務相談室	048-601-3239
	東京国税局 税務相談室	03-3294-4300

(注1) このファクシミリは、聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
 (注2) このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書などは提出できませんのでご注意ください。

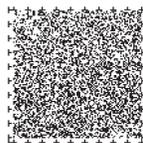


お問い合わせ先一覧

●北海道、青森、岩手、宮城、福島の 県税事務所 一覧

	電話番号	FAX番号
〈北海道〉		
渡島総合振興局	0138-47-9441	0138-47-9206
十勝総合振興局	0155-27-8505	0155-22-7209
釧路総合振興局	0154-43-9100	0154-41-6851
〈青森県〉		
東青地域県民局県税部	017-734-9970	017-773-1371
東青地域県民局県税部青森分室	017-729-0949	017-729-0939
東青地域県民局県税部八戸市駐在	0178-20-1858	0178-20-1858
中南地域県民局県税部	0172-32-4341	0172-35-6547
三八地域県民局県税部	0178-27-4455	0178-27-3817
西北地域県民局県税部	0173-34-3141	0173-34-2110
上北地域県民局県税部	0176-23-4241	0176-22-8135
下北地域県民局県税部	0175-22-3105	0175-22-3106
〈岩手県〉		
盛岡広域振興局県税部	019-629-6543	019-626-2146
県南広域振興局県税部	0197-22-2821	0197-22-4350
県南広域振興局花巻県税センター	0198-22-4912	0198-22-2529
県南広域振興局一関県税センター	0191-26-1420	0191-23-9634
沿岸広域振興局経営企画部県税室	0193-25-2703	0193-23-5059
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212	0193-64-0946
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912	0192-27-4914

※北海道については、東日本大震災復興特別区域法の対象区域を管轄している県税事務所に限って掲載しています。



県北広域振興局経営企画部県税室	0194-53-4986	0194-59-3273
県北広域振興局 二戸地域振興センター県税室	0195-23-9254	0195-23-9301
〈宮城県〉		
大河原県税事務所	0224-53-3111(代)	0224-53-1438
仙台南県税事務所	022-248-2961(代)	022-249-4098
仙台中央県税事務所	(課税) 022-715-0621 ~0623・0670 (納税) 022-715-0624・ 0625・0672	022-215-1585
仙台中央県税事務所扇町出張所	022-232-5702(代)	022-232-5710
仙台北県税事務所	022-275-9111(代)	022-273-9929
塩釜県税事務所	022-365-4191(代)	022-362-5694
北部県税事務所	0229-91-0701(代)	0229-23-6138
北部県税事務所栗原地域事務所	0228-22-2111(代)	0228-22-9438
東部県税事務所	0225-95-1411(代)	0225-93-9020
東部県税事務所登米地域事務所	0220-22-6111(代)	0220-22-8162
気仙沼県税事務所	0226-24-2121(代)	0226-24-3096
〈福島県〉		
県北地方振興局県税部	024-523-4789	024-523-2335
県中地方振興局県税部	024-935-1233	024-935-1239
県南地方振興局県税部	0248-23-1512	0248-23-1521
会津地方振興局県税部	0242-29-5233	0242-29-5239
南会津地方振興局県税部	0241-62-5212	0241-62-5219
相双地方振興局県税部	0244-26-1123	0244-26-1128
いわき地方振興局県税部	0246-24-6024	0246-24-6039

掲載されている以外の都道府県については、各都道府県の税務担当課または県税事務所までお問い合わせください。



お問い合わせ先一覧

●茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の 県税事務所 一覧

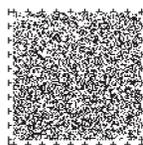
	電話番号	FAX番号
〈茨城県〉		
水戸県税事務所	029-221-4803	029-232-9535
水戸県税事務所自動車税分室	029-247-1297	029-246-9312
常陸太田県税事務所	0294-80-3310	0294-80-3318
常陸太田県税事務所高萩支所	0293-22-2019	0293-24-2311
行方県税事務所	0299-72-0771	0299-72-0075
土浦県税事務所	029-822-7176	029-822-7537
土浦県税事務所自動車税分室	029-842-7812	029-842-9151
土浦県税事務所稲敷支所	029-892-6111	029-892-3240
筑西県税事務所	0296-24-9183	0296-25-0650
筑西県税事務所境支所	0280-87-1120	0280-87-1385
〈栃木県〉		
宇都宮県税事務所	028-626-3003	028-626-3006
真岡県税事務所	0285-82-2135	0285-84-2441
栃木県税事務所	0282-23-3411	0282-23-3421
矢板県税事務所	0287-43-2171	0287-43-2077
大田原県税事務所	0287-23-4171	0287-23-4177
安足県税事務所	0283-23-1411	0283-23-1965
自動車税事務所	028-658-5521	028-658-5583
自動車税事務所佐野支所	0283-20-6111	0283-21-3733

〈埼玉県〉		
春日部県税事務所	048-737-2842	048-737-2131
埼玉県自動車税事務所	048-658-0227	048-643-0299
〈千葉県〉		
中央県税事務所	043-231-0161	043-231-4577
千葉西県税事務所	043-279-7111	043-279-9271
船橋県税事務所	047-433-1275	047-437-3843
松戸県税事務所	047-361-2112	047-368-5835
柏県税事務所	04-7147-1231	04-7147-8749
佐倉県税事務所	043-483-1115	043-486-9411
香取県税事務所	0478-54-1314	0478-52-6081
旭県税事務所	0479-62-0772	0479-64-2087
旭県税事務所銚子支所	0479-22-5907	0479-25-0568
東金県税事務所	0475-54-0223	0475-55-3126
自動車税事務所	043-243-2721	043-243-2555

〈新潟県〉		
南魚沼地域振興局県税部課税課	025-772-2660	025-772-2739
南魚沼地域振興局県税部収税課	025-772-2665	025-772-2739
南魚沼地域振興局十日町収税課	025-757-5513	025-752-5604
上越地域振興局県税部収税課	025-526-9305	025-526-9352
上越地域振興局県税部課税課	025-526-9311	025-526-9352

〈長野県〉		
北信地方事務所税務課	0269-23-0204	0269-23-0256

※栃木、埼玉、千葉、新潟、長野については、東日本大震災復興特別区域法の対象区域を管轄している県税事務所に限って掲載しています。



掲載されている以外の都道府県については、各都道府県の税務担当課または県税事務所までお問い合わせください。



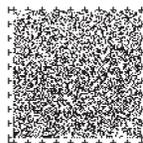
お問い合わせ先一覧

●北海道、青森、岩手の市町村役場 一覧

	電話番号	FAX番号
〈北海道〉	011-204-5060	011-232-3798
鹿部町	01372-7-2111	01372-7-3086
八雲町	0137-62-2111	0137-62-2120
広尾町	01558-2-2111	01558-2-4933
浜中町	0153-62-2111	0153-62-2229
〈青森県〉	017-734-9064	017-734-8008
青森市	017-734-1111	017-734-6865
弘前市	0172-35-1111	0172-35-7956
八戸市	0178-43-2111	0178-45-2077
黒石市	0172-52-2111	0172-52-6191
五所川原市	0173-35-2111	0173-35-3617
十和田市	0176-23-5111	0176-22-5100
三沢市	0176-53-5111	0176-52-5655
むつ市	0175-22-1111	0175-23-5178
つがる市	0173-42-2111	0173-42-3069
平川市	0172-44-1111	0172-44-8619
平内町	017-755-2111	017-755-2145
今別町	0174-35-2001	0174-35-2298
蓬田村	0174-27-2111	0174-27-3255
外ヶ浜町	0174-31-1111	0174-31-1215
鱒ヶ沢町	0173-72-2111	0173-72-2374
深浦町	0173-74-2111	0173-74-4415
西目屋村	0172-85-2111	0172-85-3040
藤崎町	0172-75-3111	0172-75-2515
大鰐町	0172-48-2111	0172-47-6742
田舎館村	0172-58-2111	0172-58-4751
板柳町	0172-73-2111	0172-73-2120
鶴田町	0173-22-2111	0173-22-6007

中泊町	0173-57-2111	0173-57-3849
野辺地町	0175-64-2111	0175-64-9594
七戸町	0176-68-2111	0176-68-2804
六戸町	0176-55-3111	0176-55-3112
横浜町	0175-78-2111	0175-78-2118
東北町	0176-56-3111	0176-56-3110
六ヶ所村	0175-72-2111	0175-72-2603
おいらせ町	0178-56-2111	0178-56-4364
大間町	0175-37-2111	0175-37-2478
東通村	0175-27-2111	0175-27-2130
風間浦村	0175-35-2111	0175-35-2403
佐井村	0175-38-2111	0175-38-2492
三戸町	0179-20-1111	0179-20-1102
五戸町	0178-62-2111	0178-62-6317
田子町	0179-32-3111	0179-32-4294
南部町	0178-84-2111	0178-84-4404
階上町	0178-88-2111	0178-88-2117
新郷村	0178-78-2111	0178-78-2118
〈岩手県〉	019-629-5144	019-629-5149
盛岡市	019-651-4111	019-622-6211
宮古市	0193-62-2111	0193-63-9114
大船渡市	0192-27-3111	0192-26-4477
花巻市	0198-24-2111 (内線476、472)	0198-24-0259
北上市	0197-64-2111 (内線3595、3596)	0197-63-7023
久慈市	0194-52-2111 (内線611、612)	0194-52-3653
遠野市	0198-62-2111	0198-62-3047
一関市	0191-21-2111	0191-21-2164
陸前高田市	0192-54-2111	0192-54-3888
釜石市	0193-22-2111	0193-22-2686
二戸市	0195-23-3111	0195-25-5160
八幡平市	0195-76-2111	0195-75-0469

※北海道については、東日本大震災復興特別区域法の対象区域に限って掲載しています。

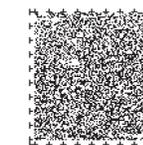
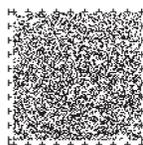


お問い合わせ先一覧

●岩手、宮城の市町村役場 一覧

	電話番号	FAX番号
奥州市	0197-24-2111	0197-22-2533
雫石町	019-692-2111	019-692-1311
葛巻町	0195-66-2111	0195-66-2101
岩手町	0195-62-2111	0195-62-3104
滝沢村	019-684-2111	019-684-5792
紫波町	019-672-2111	019-672-2311
矢巾町	019-697-2111	019-611-2539
西和賀町	0197-82-2111	0197-82-3111
金ヶ崎町	0197-42-2111	0197-42-2580
平泉町	0191-46-2111	0191-46-5575
住田町	0192-46-2111	0192-46-3515
大槌町	0193-42-2111	0193-42-3855
山田町	0193-82-3111	0193-82-4989
岩泉町	0194-22-2111	0194-22-3562
田野畑村	0194-34-2111	0194-34-2632
普代村	0194-35-2111	0194-35-3017
軽米町	0195-46-2111	0195-46-2335
野田村	0194-78-2111	0194-78-3995
九戸村	0195-42-2111	0195-42-3120
洋野町	0194-65-2111	0194-65-4334
一戸町	0195-33-2111	0195-33-3770
〈宮城県〉	022-211-2323	022-211-2396
仙台市	022-261-1111	022-224-4404
石巻市	0225-95-1111	0225-22-4995
塩竈市	022-364-1111	022-367-3124
気仙沼市	0226-22-6600	0226-24-3566
白石市	0224-25-2111	0224-24-4861
名取市	022-384-2111	022-384-4192

角田市	0224-63-2111	0224-62-4829
多賀城市	022-368-1141	022-368-8104
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
登米市	0220-22-2111	0220-22-9164
栗原市	0228-22-1122	0228-22-0312
東松島市	0225-82-1111	0225-82-8143
大崎市	0229-23-2111	0229-24-9595
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818
村田町	0224-83-2111	0224-83-5740
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172
川崎町	0224-84-2111	0224-84-6789
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540
亘理町	0223-34-1111	0223-34-7341
山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
松島町	022-354-5701	022-354-3140
七ヶ浜町	022-357-2111	022-357-5744
利府町	022-767-2111	022-767-2101
大和町	022-345-1111	022-345-4852
大郷町	022-359-3111	022-359-3287
富谷町	022-358-3111	022-358-2259
大衡村	022-345-5111	022-345-4853
色麻町	0229-65-2111	0229-65-2685
加美町	0229-63-3111	0229-63-2037
涌谷町	0229-43-2111	0229-43-2693
美里町	0229-33-2111	0229-33-2402
女川町	0225-54-3131	0225-54-3959
南三陸町	0226-46-2600	0226-46-5348

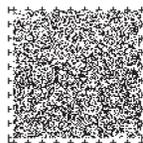


お問い合わせ先一覧

●福島市の市町村役場 一覧

	電話番号	FAX番号
〈福島県〉	024-521-7067	—
福島市	024-535-1111	024-536-4370
会津若松市	0242-39-1111	0242-39-1236
郡山市	024-924-1111	024-924-7104
いわき市	0246-22-1111	0246-22-1145
白河市	0248-22-1111	0248-27-2577
須賀川市	0248-75-1111	0248-75-2978
喜多方市	0241-24-5221	0241-25-7073
相馬市	0244-37-2121	0244-35-4196
二本松市	0243-23-1111	0243-22-4479
田村市	0247-81-2111	0247-81-2522
南相馬市	0244-24-5232	0244-24-5214
伊達市	024-575-1111	024-575-2570
本宮市	0243-33-1111	0243-34-2724
桑折町	024-582-2111	024-582-2479
国見町	024-585-2111	024-585-2707
川俣町	024-566-2111	024-566-2438
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137
鏡石町	0248-62-2111	0248-62-6553
天栄村	0248-82-2111	0248-82-2718
下郷町	0241-69-1122	0241-67-3340
檜枝岐村	0241-75-2311	0241-75-2460
只見町	0241-82-5050	0241-82-2117
南会津町	0241-62-6100	0241-62-1288
北塩原村	0241-23-3111	0241-25-7358
西会津町	0241-45-2211	0241-45-4199
磐梯町	0242-74-1221	0242-73-2115
猪苗代町	0242-62-2111	0242-62-2123・5175
会津坂下町	0242-84-1503	0242-83-0349

湯川村	0241-27-8800	0241-27-3760
柳津町	0241-42-2112	0241-42-3470
三島町	0241-48-5511	0241-48-5544
金山町	0241-54-5111	0241-54-2117
昭和村	0241-57-2111	0241-57-3044
会津美里町	0242-55-1122	0242-55-1199
西郷村	0248-25-1111	0248-25-2689
泉崎村	0248-53-2111	0248-53-2958
中島村	0248-52-2111	0248-52-2170
矢吹町	0248-42-2111	0248-42-2587
棚倉町	0247-33-2111	0247-33-3715
矢祭町	0247-46-3131	0247-46-3155
塙町	0247-43-2111	0247-43-2116
鮫川村	0247-49-3111	0247-49-2651
石川町	0247-26-2111	0247-26-0360
玉川村	0247-57-3101	0247-57-3952
平田村	0247-55-3111	0247-55-2452
浅川町	0247-36-4121	0247-36-2895
古殿町	0247-53-3111	0247-53-3154
三春町	0247-62-2111	0247-61-1110
小野町	0247-72-2111	0247-72-3121
広野町	0240-27-2111	0240-27-4167
楢葉町 美里出張所	0242-56-2155	0242-56-2188
楢葉町 いわき出張所	0246-46-2551・2552	0246-46-2553
富岡町	0120-336-466	024-961-3441
川内村 ビッグパレットふくしま	024-946-3375・3378	024-947-8531
大熊町 会津若松出張所	0242-26-3844	0242-26-3794
大熊町 いわき連絡事務所	0246-36-5671	0246-36-5672
双葉町 埼玉支所	0480-73-6880	0480-73-6926
双葉町 福島支所	024-535-0750	024-535-0753
浪江町 二本松事務所	0243-62-0123	0243-22-4261
浪江町 福島出張所	024-535-0750	024-535-0753

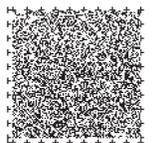
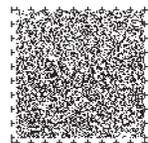


お問い合わせ先一覧

●福島、茨城の市町村役場 一覧

	電話番号	FAX番号
浪江町 本宮出張所	0243-44-1185	0243-44-1187
浪江町 桑折出張所	024-582-2130	024-582-2135
浪江町 南相馬出張所	0244-23-1112	0244-23-1114
浪江町 いわき出張所	0246-24-0020	0246-24-0026
葛尾村 三春出張所	0247-61-2850	0247-62-0282
葛尾村 三春の里出張所	0247-61-2860	0247-62-3966
新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
飯舘村 飯野出張所	024-562-4200	024-562-2466
〈茨城県〉	029-301-2414	029-301-2448
水戸市	029-224-1111	029-228-2825
日立市	0294-22-3111	0294-24-5300
土浦市	029-826-1111	029-822-9252
古河市	0280-92-3111	0280-22-5568
石岡市	0299-23-1111	0299-22-3684
結城市	0296-32-1111	0296-32-5917
龍ヶ崎市	0297-64-1111	0297-60-1583
下妻市	0296-43-2111	0296-43-4214
常総市	0297-23-2111	0297-23-2163
常陸太田市	0294-72-3111	0294-72-3002
高萩市	0293-23-2111	0293-24-0636
北茨城市	0293-43-1111	0293-30-1042
笠間市	0296-77-1101	0296-78-0612
取手市	0297-74-2141	0297-73-5995
牛久市	029-873-2111	029-873-7510
つくば市	029-883-1111	029-868-7556
ひたちなか市	029-273-0111	029-271-0850
鹿嶋市	0299-82-2911	0299-82-2934
潮来市	0299-63-1111	0299-80-1100

守谷市	0297-45-1111	0297-45-6526
常陸大宮市	0295-52-1111	0295-53-6010
那珂市	029-298-1111	029-298-0944
筑西市	0296-24-2111	0296-25-5536
坂東市	0297-35-2121	0297-35-8201
稲敷市	029-892-2000	029-892-0906
かすみがうら市	0299-59-2111	0299-59-2130
桜川市	0296-58-5111	0296-58-5115
神栖市	0299-90-1111	0299-90-1112
行方市	0299-72-0811	0299-72-2174
鉾田市	0291-33-2111	0291-32-4443
つくばみらい市	0297-58-2111	0297-58-5611
小美玉市	0299-48-1111	0299-48-1199
茨城町	029-292-1111	029-292-6748
大洗町	029-267-5111	029-266-0439
城里町	029-288-3111	029-288-3113
東海村	029-282-1711	029-270-4418
大子町	0295-72-1111	0295-72-1167
美浦村	029-885-0340	029-885-4953
阿見町	029-888-1111	029-887-9560
河内町	0297-84-2111	0297-84-4357
八千代町	0296-48-1111	0296-49-1558
五霞町	0280-84-1111	0280-84-1478
境町	0280-81-1300	0280-86-7521
利根町	0297-68-2211	0297-68-7990



お問い合わせ先一覧

●栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の市町村役場 一覧

	電話番号	FAX番号
〈栃木県〉	028-623-2101	028-623-3454
宇都宮市	028-632-2022	028-637-5151
足利市	0284-20-2222	0284-21-2880
佐野市	0283-24-5111	0283-22-9104
小山市	0285-23-1111	0285-22-8972
真岡市	0285-83-8100	0285-83-5896
大田原市	0287-23-8785	0287-23-8957
矢板市	0287-43-1111	0287-43-2292
那須塩原市	0287-62-7111	0287-62-7220
さくら市	028-681-1111	028-682-0360
那須烏山市	0287-83-1111	0287-84-3788
益子町	0285-72-2111	0285-72-6430
茂木町	0285-63-1111	0285-63-0459
市貝町	0285-68-1111	0285-68-3227
芳賀町	028-677-1111	028-677-3123
高根沢町	028-675-8103	028-675-8988
那須町	0287-72-6901	0287-72-1133
那珂川町	092-953-2211	092-953-0688
〈埼玉県〉	048-830-2640	048-830-4737
久喜市	0480-22-1111	0480-22-3319
〈千葉県〉	043-223-211	043-225-4576
千葉市	043-245-5111	043-248-4894
銚子市	0479-24-8181	0479-25-0277
市川市	047-334-1111	047-332-7364
船橋市	047-436-2111	047-436-2769
松戸市	047-366-1111	047-363-3200
野田市	04-7125-1111	04-7123-1737

成田市	0476-22-1111	0476-24-1655
佐倉市	043-484-1111	043-486-5444
東金市	0475-50-1114	0475-50-1299
柏市	04-7167-1111	04-7166-6026
旭市	0479-62-1212	0479-63-4946
習志野市	047-451-1151	047-453-9248
八千代市	047-483-1151	047-484-8824
我孫子市	04-7185-1111	04-7185-0127
浦安市	047-351-1111	047-354-8491
印西市	0476-42-5111	0476-42-7242
富里市	0476-93-1111	0476-93-9954
匝瑳市	0479-73-0084	0479-72-1116
香取市	0478-54-1111	0478-52-4566
山武市	0475-80-1281	0475-82-2107
酒々井町	043-496-1171	043-496-4541
栄町	0476-95-1111	0476-95-4274
神崎町	0478-72-2111	0478-72-2110
多古町	0479-76-2611	0479-76-7144
東庄町	0478-86-1111	0478-86-4051
大網白里町	0475-70-0300	0475-72-8454
九十九里町	0475-70-3100	0475-76-7934
横芝光町	0479-84-1211	0479-84-2713
白子町	0475-33-2111	0475-33-4132
〈新潟県〉	025-280-5046	025-280-5479
十日町市	025-757-3111	025-752-4635
上越市	025-526-5111	025-526-6111
津南町	025-765-3112	025-765-4625
〈長野県〉	026-235-7046	026-235-7497
野沢温泉村	0269-85-3111	0269-85-3913
栄村	0269-87-3111	0269-87-3083

※栃木、埼玉、千葉、新潟、長野については、東日本大震災復興特別区域法の対象区域に限って掲載しています。

